

高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務
仕様書

1 業務名

高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を策定するため、国が定める基本指針に基づき、計画策定業務を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、早期に業務が終了した場合はこの限りではない。

4 業務の実施

受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後遅滞なく、業務計画書（様式任意）を作成し、提出するものとする。

6 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度受託者が書面（業務打合せ簿：任意様式）に記録し、相互に確認すること。

7 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出すること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出すること。

8 業務内容

(1) 現状把握及び課題分析

以下の点につき分析し、次期計画の策定にむけての課題や効果分析を行うべき点等を整理する。

- ① アンケート調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 現状把握と整理、障害者施設の実態把握及び課題の抽出
- ③ 上位計画及び関連計画の動向把握
- ④ 関係団体等へのヒアリング調査

(2) アンケート調査票の作成

(1) の整理結果に基づいて、アンケートの調査項目を提案する。

(3) 住民アンケートの実施

住民対象のアンケート調査を実施し、くらしの困り事などの現状や現行の障害福祉事業・サービスに関する意向を把握する。アンケートの概要は以下のとおりとする。

- ① 対象は町内在住の障害者手帳所持者とし、500件程度とする。
- ② アンケート用紙は A4 サイズ中綴じ製本とし、フォントサイズは12ポイント以上を基本とするもので、12ページ程度（表紙を含む）のものとする。
- ③ 実施方法は、郵送による配布と回収とする。
- ④ 未回答者へのはがき等による再勧奨をおこなう。
- ⑤ アンケートの集計、分析作業をおこなう。
- ⑥ アンケート報告書（データによる納品のみ）を作成する。

※発送・回収費は受託者が負担すること。宛名ラベルは町が作成し受託者に提供する。

(4) 高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定

- ①第3期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものとする。
- ②計画の構成は以下のとおりとする。

- (ア) 高取町の現状分析
- (イ) アンケート調査結果
- (ウ) 第3期障害者基本計画
- (ウ) 第8期障害福祉計画
- (エ) 第4期障害児福祉計画
- (オ) その他・参考資料等
- (5) 成果品の作成

(5) 成果品の作成

(6) 策定委員会・パブリックコメントの実施支援

- ① 会議の回数は2回とし、会議資料・会議録のデータを作成すること。
- ② パブリックコメントの実施は1回とする。
- ③ 本町が想定する策定スケジュール（予定）は下記のとおりとするが、詳細については町、受託者協議のうえ決定する。

時期	主な内容
6月～7月	アンケート調査票発送、回収、集計・分析、報告書作成
8月～9月	第2期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の現状報告、第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画骨子素案等の作成
11月	第1回策定委員会
1月	第2回策定委員会、第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画案の作成
2月	パブリックコメントの実施

9 成果品の納入項目／形式

(1) 調査報告書（本編・概要版）／データ

（電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、本編のデータ集計はエクセル等標準装備で集計可能なデータ媒体とすること。また、概要版については原則としてA4縦型、左綴じ製本のレイアウトを使用すること。）

(2) 第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（計画書）／製本100部 （A4縦型90頁程度左綴じ製本とする。表紙は色つきの加工紙とする。）

(3) 第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（概要版）／製本2,800部 （電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、原則としてA4縦型8頁、左綴じ製本のレイアウトを使用すること。）

(4) 第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る実績分析／データ （電子納品（CD-R等の電子媒体を使用）とし、本編のデータ集計はエクセル等標準装備で集計可能なデータ媒体とすること。）

(5) その他計画策定に係る資料一式／データ

なお、データ納品については1つの媒体にまとめても良いものとし、2部納品すること。

10 その他

第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定に係るその他の業務として、次に掲げるとおりとする。

(1) 着実な業務遂行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本町と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。また、打合せ内容を確認するため、その都度記録簿を作成し、相互に確認すること。

(3) 本業務の納入成果品は、本町が著作権を有するものとし、受託者は本町の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

(4) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本町と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本町の許可を得た場合、業務の一部の委託の再委託は可能とする。

(6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(7) 貸与品

①アンケート調査で回収された調査票等について受託者に貸与する。

②第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る必要なデータについては、受託者に提供する。

11 留意事項

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

本計画は、法制度など直近の情報・情勢を踏まえつつ高取町の現状を良く理解・反映したうえで、本町の今後の障害福祉サービスがより良いものとなるように策定すること。